

平成24年(2012年)1月27日



埼玉県報

第 2 3 5 8 号
平成 24 年 1 月 27 日
金 曜 日

目 次

条例

- [埼玉県景観条例の一部を改正する条例のあらまし\(田園都市づくり課\)](#)
- [埼玉県景観条例の一部を改正する条例\(田園都市づくり課\)](#)

規則

- [埼玉会館管理規則の一部を改正する規則\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県熊谷会館管理規則の一部を改正する規則\(文化振興課\)](#)
- [埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則\(文化振興課\)](#)
- [定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)
- [学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則\(教職員課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(南部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [文書集配・発送業務委託に関する入札公告\(文書課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [上里土地改良区の役員退任届\(本庄農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [県道朝霞蕨線\(朝霞市上内間木\)の区域の変更\(朝霞県土整備事務所\)](#)
- [県道川越栗橋線の供用開始\(北本県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷寄居線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷寄居線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県景観条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（田園都市づくり課）

一 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により景観法が一部改正された。これに伴い、景観条例の一部を改正することとした。

二 内容

景観条例の一部を次のように改正することとした。

- (一) 第四条第二項中「第八条第二項第三号」を「第八条第二項第二号」に改める。
- (二) 第七条第二項第四号中「第八条第三項第二号」を「第八条第四項第二号」に改める。

三 施行期日

公布の日

条 例

埼玉県景観条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第一号

埼玉県景観条例の一部を改正する条例

埼玉県景観条例（平成十九年埼玉県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「第八条第二項第三号」を「第八条第二項第二号」に改める。

第七条第二項第四号中「第八条第三項第二号」を「第八条第四項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第一号

埼玉会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉会館管理規則（昭和四十一年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の注を次のように改める。

注

一 この表による利用料金は、条例別表の備考第二号に規定する午前、午後又は夜間における利用をそれぞれ一回として、同号に規定する一日における利用を三回として計算する。ただし、展示室にあつては、午前九時から正午まで又は午後一時から午後五時までにおける利用をそれぞれ一回として、同号に規定する一日における利用を二回として計算する。

二 条例別表の備考第三号に規定する超過一時間及び同表の備考第四号に規定する延長一時間に係る附属設備の利用料金の上限額は、この表に掲げる利用料金の上限額を三で除して得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉会館管理規則の規定は、平成二十四年四月一日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

規則

埼玉県熊谷会館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第二号

埼玉県熊谷会館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県熊谷会館管理規則（昭和四十六年埼玉県規則第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表の注を次のように改める。

注

一 この表による利用料金は、条例別表の備考第二号に規定する午前、午後又は夜間における利用をそれぞれ一回として、同号に規定する一日における利用を三回として計算する。ただし、展示室を展示の目的に利用する場合にあっては、午前九時から正午まで又は午後一時から午後五時までにおける利用をそれぞれ一回として、同号に規定する一日における利用を二回として計算する。

二 条例別表の備考第三号に規定する超過一時間に係る附属設備の利用料金の上限額は、この表に掲げる利用料金の上限額を三で除して得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県熊谷会館管理規則の規定は、平成二十四年四月一日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第三号

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の一部を改正する規則

埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則（平成六年埼玉県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

別表の注を次のように改める。

注

一 この表による利用料金は、条例別表の備考第二号に規定する午前、午後又は夜間における利用をそれぞれ一回として、同号に規定する一日における利用を三回として計算する。

二 条例別表の備考第三号に規定する超過一時間に係る附属設備の利用料金の上限額は、この表に掲げる利用料金の上限額を三で除して得た額（その額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の埼玉県彩の国さいたま芸術劇場管理規則の規定は、平成二十四年四月一日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

規 則

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第一号

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 2 前項の場合において、同項の定時制通信教育手当実績簿に記入する所要事項を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。）に記録したときは、所属長は、同項の規定による作成、記入及び保管を行ったものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

埼玉県教育委員会規則第二号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の管理職員特別勤務実績簿に記入する所要事項を総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。）に記録したときは、任命権者は、同項の規定による作成及び保管を行ったものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人らくだの会
- 三 代表者の氏名
金子 道子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県蕨市中央五丁目十九番七号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者の社会自立及び充実した地域生活を目指し、様々な地域生活支援活動を行い、もって障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ちやあまじゅん
- 三 代表者の氏名
松森 伸之
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市鶴ノ木二十三番十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、老若男女や障害の有無に関係なく、地域や家族が協力し寄り添いながら、子供達を育み、高齢者や障害者を敬い、悩みを抱える方の心を癒し、お互いが助け合える関係を構築していける地域社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年一月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人色えんぴつ
- 三 代表者の氏名
尾上 満
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県羽生市大字加羽ヶ崎二百八十一番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害を持つ人々が、地域の中で楽しく、あたりまえに、ふつうに生活するための自立と社会参加をめざし、様々な支援を行い、誰もが豊かに暮らせる地域社会作りに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.aitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害者生活支援ネットワークYOUゆう

三 代表者の氏名

志村 允子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県熊谷市大字石原八百七十六番地十

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者（児）に対し、地域社会のなかで、安心してしかも豊かな生活が営めるよう、教育・福祉・労働・余暇などにかかわる個人・団体・施設が連携して支援活動を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

文書集配・発送業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成24年4月1日(日)から平成25年9月30日(月)まで。ただし、平成25年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県総務部文書課内

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部文書課公印・浄書担当 沼上、根岸 電話048-830-2520(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成24年3月1日(木)から平成24年3月27日(火)午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成24年3月1日(木)から平成24年3月26日(月)午後3時まで

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部文書課 平成24年3月27日(火)午前9時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

次のいずれかの方法で、平成24年2月17日（金）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成24年2月20日（月）までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

平成24年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Document collection and delivery and document dispatch outsourcing of

the Saitama prefectural Government

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: by 3:00 p.m., March 26, 2012

By electronic bidding system: by 9:30 a.m., March 27, 2012

(3) Contact Information:

Documents Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural
Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2520

告 示

埼玉県告示第八十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年一月二十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子ども・高齢者生活支援クラブ

三 代表者の氏名

齋 藤 詔 治

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区岸町四丁目二十五番二号メゾート高砂二百一号

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもの健全育成を図り、また高齢者の生活を支援し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上里土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	小 島 盈 安	埼玉県児玉郡上里町大字七本木三千百六十一番地

告 示

埼玉県告示第八十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字金山沢三五二の一・三五二二・三五二三・三五二四の一・字割谷三六 二（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第八十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字穴久保二九二九（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 新井伸二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 朝霞蔭線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>七二三番一地先まで</p> <p>朝霞市大字上内間木字西通</p>	<p>七二三番八地先から</p> <p>朝霞市大字上内間木字西通</p>	<p>区 間</p>
<p>一二二・一九</p> <p>一二二・一九</p>	<p>九・八九</p> <p>九・八九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一五・五〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備考</p>

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県北本県土整備事務所長 野 川 達 哉

川越栗橋線	路線名
桶川市大字川田谷字稻荷二八二〇番二地先から桶川市大字川田谷字稻荷二八八三番一地先まで	供用開始の区間
平成二十四年一月二十七日	供用開始の期日
延長二九・五四メートル	備考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市本田字上宿四二六六番地先 から同市本田字前八幡四二七五番 一地先まで		区 間
一一・九〇 一三三・二二	七・六七 一一・六四	敷地の幅員 (メートル)
五一・〇二		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

熊谷寄居線	路線名
深谷市本田字上宿四二六六番地先 から同市本田字前八幡四二七五番 地先まで	供用開始の区間
平成二十四年一月二十七日	供用開始の期日
延長五一・〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十二月十六日

指令川建セ第一九〇〇九九一号

二 検査済証番号

平成二十四年一月二十三日

川建セ第二三〇〇八九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂字中島四一九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字千手堂七五九番地

千手院 代表役員 浅見 真如

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年六月二十一日

指令川建セ第二三〇〇七〇号

二 検査済証番号

平成二十四年一月二十四日

川建セ第二三〇〇九三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸字鳩山一八四番一四〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市新宿町五丁目九番地一四

（新宿待機宿舎一 一〇四号室）

清水 博之

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第5工区（1）建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目九番七号 山藤 澄子

神奈川県相模原市南区桜台十六ノ三 山藤 百合子

山藤 健太

山藤 亜子

埼玉県さいたま市大宮区北袋町二ノ八十三 オークヒルズ新都心 ノ二百一号

山藤 優太

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目千四百四十三番百十八

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第5工区（1）建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目十番七号 曾 根 健 二

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町鳩ヶ丘五丁目千四百四十三番百六十八

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年一月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十三年十一月二十四日

指令越建セ第一五〇〇七三一号

二 検査済証番号

平成二十四年一月二十四日

越建セ第三九五 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百二十二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県朝霞市三原二 二七 三三

松田 正子